

37 重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション

【 4 , 0 8 8 (3 , 7 9 9) 百万円 】

対策のポイント

国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題（人工知能（ＡＩ）の活用等）について企画・立案し、重点的に委託研究プロジェクトを推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・農林水産業の競争力の強化や持続性の確保のためには、先導的で高度な最新技術により生産性の飛躍的な向上や新需要の創出を実現することが重要です。また、動植物の病虫害被害の拡大や地球温暖化の影響など、農林水産業の持続性を脅かす問題に対応する新技術も不可欠です。
- ・こうした重要課題に取り組むためには、最新技術を活用し、農林漁業者と専門家の総力を結集した国家プロジェクトとして重点的な研究開発の推進が求められています。

政策目標

- ＡＩを活用し、病虫害の早期診断により病虫害被害を最小化する技術の開発（平成33年度）
- 畜産分野における温室効果ガスの排出を削減する技術の開発（平成33年度）
- 抗菌剤慎重使用の要請に対応しつつ、常在疾病対策を強化することによる家畜生産基盤の強化に資する技術の開発（平成33年度）

< 主な内容 >

国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題を、明確な開発目標の下、農林漁業者への実装までを視野に入れた重点的な委託研究プロジェクトとして推進します。

- 1．戦略的プロジェクト研究推進事業〔新規〕 1 , 0 5 0 (-) 百万円
人工知能（ＡＩ）等最新技術による生産性の飛躍的な向上技術、新市場を創出するカイコを利用したバイオ医薬品等の生産技術、薬剤耐性問題に対応した家畜疾病対策や気候変動緩和等の持続性を確保する技術の開発を推進します。
- 2．市場開拓に向けた取組を支える研究開発 3 0 9 (3 6 0) 百万円
国内外の市場開拓や国内シェア奪還に向け、地域の農林水産物・食品の機能性の発掘、薬用作物の国内生産の拡大等のための研究開発を推進します。
- 3．技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発 7 3 9 (8 7 4) 百万円
「強み」のある新品種を創出するため、実需者等のニーズに応じた業務・加工用作物品種の開発や、これを支えるゲノム育種と海外植物遺伝資源の収集・提供を推進します。
- 4．生産現場強化のための研究開発 8 3 7 (1 , 2 8 4) 百万円
効率的で力強い農業生産現場の構築のため、生産コストの低減、収量の高位安定化、繁殖性の向上等に資する研究開発を推進します。

5 . 農林水産分野における気候変動対応のための研究開発

7 2 8 (8 0 9) 百万円

農林水産業の持続化・安定化を図るため、気候変動が我が国農林水産業に与える中長期的な影響の評価、各国の研究機関等との連携を含む気候変動適応技術等の開発を推進します。

6 . 食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト

3 7 0 (4 1 1) 百万円

我が国の食の安全を確保するため、フードチェーンにおける危害要因のリスクを低減させる技術や重要家畜疾病の侵入・まん延を防止する技術の開発を推進します。

7 . 営農再開のための放射性物質対策技術の開発

5 5 (6 2) 百万円

除染が完了した農地において農業者が容易に、かつ安定して営農を再開できるようにするための技術開発を推進します。

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

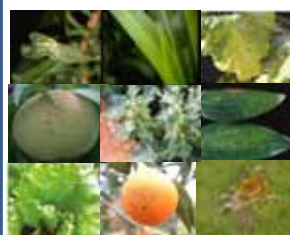
お問い合わせ先：		
1 ～ 5 及び 6 の事業		
技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）	（ 0 3 - 3 5 0 2 - 0 5 3 6 ）	
1 ～ 4 及び 7 の事業		
技術会議事務局研究統括官（生産技術）	（ 0 3 - 3 5 0 2 - 2 5 4 9 ）	
1 及び 3 の事業 技術会議事務局研究企画課	（ 0 3 - 3 5 0 2 - 7 4 0 8 ）	
1 及び 6 の事業		
消費・安全局食品安全政策課食品安全技術室	（ 0 3 - 3 5 0 2 - 5 7 2 2 ）	
5 の事業 技術会議事務局国際研究官	（ 0 3 - 3 5 0 2 - 7 4 6 6 ）	

重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション(新規課題)

- 国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題(人工知能(AI)の活用等)について、企画・立案し、重点的に委託研究プロジェクトを推進。 中長期的視点から戦略的に取り組むべきものについて着実に実施。

1. 人工知能未来農業創造プロジェクト

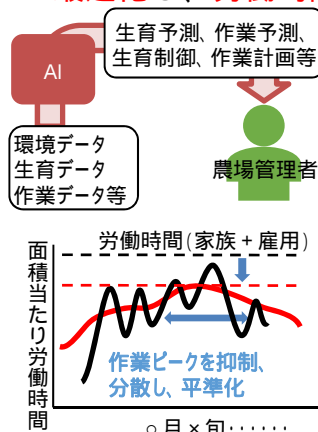
AIを活用した画像診断等により、**病虫害被害を最小化**する技術の開発



【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 病虫害の発生状況を**不慣れな生産者でも的確に把握**が可能。
- ✓ 早期診断・早期対応を可能とすることで、**病虫害による被害の最小化**を実現

AIを活用して、栽培・労務等の農場管理を**最適化**し、**労働時間を平準化**する技術の開発



【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 農産物の**生育制御**や**労働力の最適配置**により、**作業ピークを抑制、分散**
- ✓ **労働時間の最適管理**による経営の効率化

2. 蚕業革命による新産業創出プロジェクト

カイコから**バイオ医薬品等**をより**効率的に生産**する基盤技術の開発



【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 農業・農村に**新たな市場を創出**
- ✓ 農家所得の**向上**

3. 薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術の開発

抗菌剤に頼りすぎない家畜疾病防除技術の開発



【期待できる効果・ポイント】

- ✓ **薬剤耐性菌の出現を防止**しつつ、**病気の蔓延も防止**

4. 農業分野における気候変動緩和技術の開発

家畜に関連する**温室効果ガスの発生を低減**する**新たな飼養管理技術等**の開発



【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 農業分野で多くを占める畜産分野の**温室効果ガス排出源対策**に貢献

5. 農業における昆虫等の積極的利活用技術の開発

有用な花粉媒介昆虫の解明と、これを農業生産に**効果的・持続的に利活用**する技術の開発



【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 受粉にかかる**労働時間の削減**
- ✓ 作物の**安定生産・高品質化**

38 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業 【110（90）百万円】

対策のポイント

農業機械の自動走行など生産性の飛躍的な向上につながる先端ロボットの現場導入を実現するため、安全性確保策のルールづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・担い手の高齢化・減少、人手不足等が深刻化している中、省力化など生産性の飛躍的な向上を図り、我が国の農林水産業及び食品産業の成長産業化を促進するためには、衛星情報（Ｇ空間情報）を含む**ロボット技術**や**ＩＣＴ**の活用が急務となっています。
- ・企業でのロボット技術の開発・実証が進展する中で、将来の農林水産分野におけるロボットの普及拡大に向けて、更なる安全性確保に向けたルールづくり等のロボット導入のための基盤整備を進める必要があります。
- ・特に、平成28年3月4日に開催された「未来投資に向けた官民対話」において、安倍総理から、2020年（平成32年）までの遠隔監視による農業機械の無人システムの実現について御指示があったことを踏まえ、安全性の確保や技術の確立に取り組む必要があります。

政策目標

- ほ場内での農機の自動走行システムの市販化（平成30年度まで）、遠隔監視での無人システムの実現（平成32年まで）
- 農林水産業・食品産業分野で省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入（平成32年まで）

<主な内容>

1. ロボット技術の現場実装に向けた安全性確保策のルール作り

農林水産分野において、現場実装に際して安全上の課題解決が必要な自動走行農業機械や、空中散布等に利用するドローン、その他、近々に実用化が見込まれるロボット技術について、生産現場における安全性の検証及びこれに基づく安全性確保策のルールづくりなどを支援します。

2. ロボット農機の完全自動走行の実現に向けた検証

遠隔監視によるロボット農機の自動走行技術の実現に向けて、安全性確保のために必要な装置等の技術や、無人状態で安全にほ場間移動をするために必要な技術等を検証する取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房政策課技術政策室（03－6744－0408）]

農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業

平成29年度予算概算決定額
110百万円(90百万円)

- ロボット技術など革新的技術の導入により生産性の飛躍的な向上を実現することが必要。
- 現場導入に際して安全上の課題解決が必要なロボット技術について、安全性確保策のルールづくりを支援。
- さらに、遠隔監視によるロボット農機の無人走行の実現に向けて、安全性確保のための検証を支援。

ロボット新戦略

(平成27年2月日本経済再生本部決定)

重点的に取り組むべき分野 (農林水産業・食品産業関係)

- ・GPS自動走行システム等を活用した作業の自動化
- ・人手に頼っている重労働の機械化・自動化
- ・ロボットと高度なセンシング技術の連動による省力・高品質生産

2020年に目指すべき姿(KPI)

- ・省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入
- ・自動走行トラクターの現場実装を実現(平成32年まで)

「未来投資に向けた官民対話」 (平成28年3月4日)

安倍総理のご発言

- 農業に最先端技術を導入します。
- 2018年までに、ほ場内での農機の自動走行システムを市販化し、
- 2020年までに遠隔監視で無人システムを実現できるよう、
- 制度整備等を行ってまいります。



安全性確保策の検討

1 ロボット技術の現場実装に向けた安全性確保策のルール作り(継続)

ロボットの現場導入に際しての問題点

安全のルールがないとロボット関係企業等が参入できない、普及が進まない



(自動走行トラクター)



(除草ロボット)



(ドローン)



(自動走行コンバイン)



安全性確保策のルールづくり

- 生産現場における安全性調査・分析・評価
 - ・生産現場においてロボットを運用し、自動走行時のヒヤリハット事例や空中散布時の安全対策等について調査。
 - ・リスクアセスメントの実施、リスク低減措置の検討。
- ロボットの安全設計・改良
 - ・分析・評価結果に基づき、センサーや危険回避装置等ロボットの安全性に係る設計・改良を実施。
- 安全性確保ガイドラインの作成・検証
 - ・安全性確保の基本的考え方、関係者の役割、ロボットの運行方法等について定めたガイドライン等を作成・検証。



2 ロボット農機の完全自動走行の実現に向けた検証

2020年(平成32年)までに実現すべき技術



- ・ロボット農機は無人状態で全ての操作を実施(使用者は遠隔監視)
- ・周囲の監視や非常時の停止操作等もロボット農機が実施

作業中のほ場



隣接するほ場

無人自動走行で、作業中のほ場から、隣接するほ場へ移動することも想定

安全利用の技術確立のための検証

- ロボットの安全対策技術の検証
 - ・完全自動走行を安全に実施するために必要な技術(危険回避装置、インフラ、地図情報等)について検証
 - ・生産現場でロボットを運用し、分析・評価を行い、実用化の要件等を検討
- ほ場間移動をする方法の検討
 - ・安全にほ場間移動をするために必要な技術やインフラ等の検討、生産現場での実現モデルの構築

39 農業界と経済界の連携による 生産性向上モデル農業確立実証事業

【313（332）百万円】

対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

政策目標

経済界のノウハウを活用し、担い手の生産性向上や競争力強化に資する新たな技術やサービスを農業分野へ導入

<主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの取組を支援します。

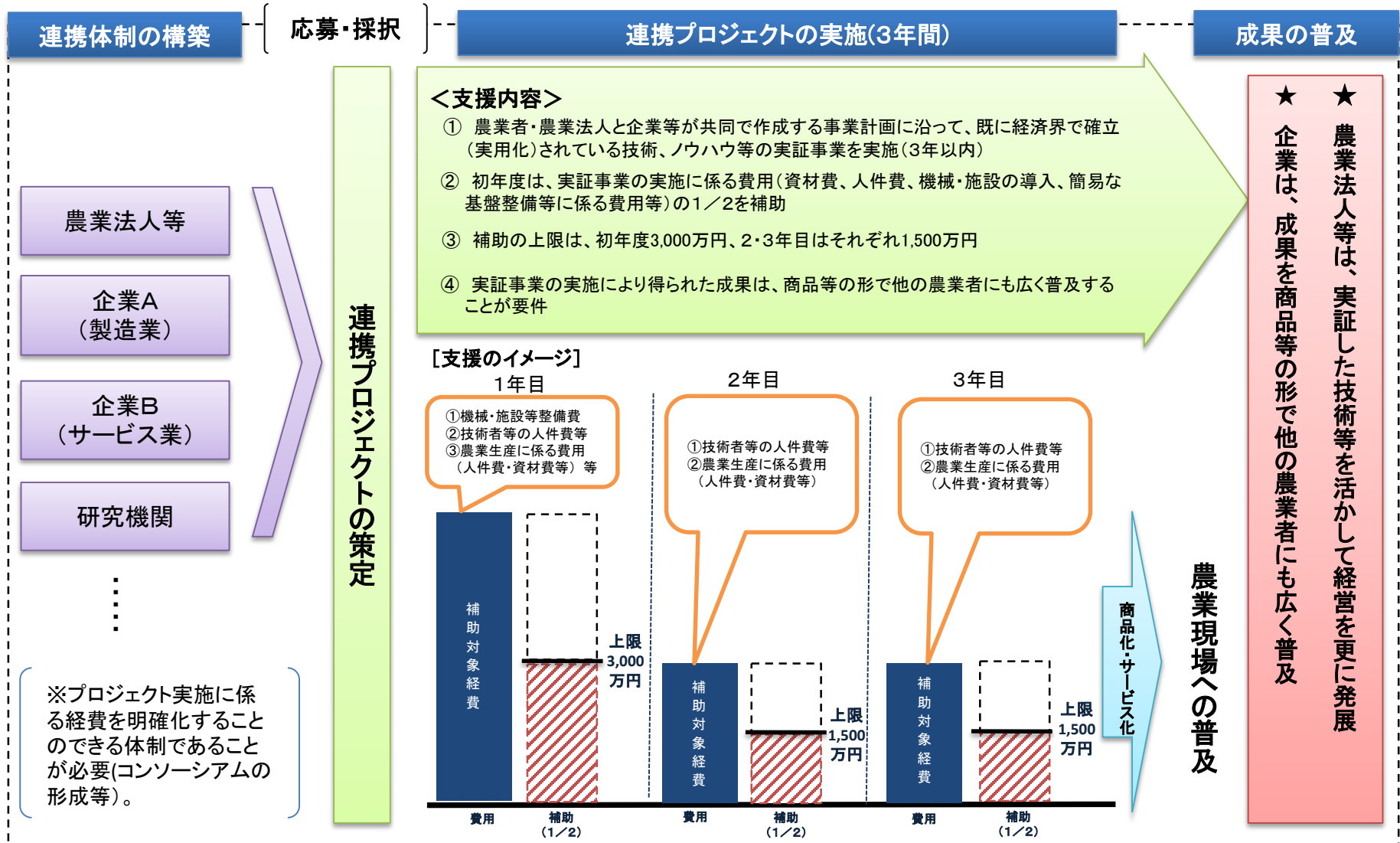
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1／2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1／2等
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

「農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人等と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



40 農林水産業の輸出力強化

【4, 667（4, 452）百万円】

対策のポイント

「農林水産業の輸出力強化戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会を司令塔とし、オールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<背景／課題>

- ・平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」（以下「輸出戦略」という。）が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- ・このため、JETRO等と連携し、官民一体となって「輸出戦略」に基づき商流確立・拡大に取り組むとともに、同年11月に取りまとめた「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づくハード・ソフト両面のインフラ整備を進める必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

（7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し）））

<主な内容>

1. 輸出戦略の実行体制の強化

1, 246（1, 286）百万円

（1）輸出戦略実事業

141（152）百万円

「輸出戦略」の着実な実施に向け、関係府省庁、輸出関連事業者等から構成される輸出戦略実行委員会において、「輸出戦略」の実行状況の検証や取組方針の策定等の議論を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

<各省との連携>

- 内閣官房、内閣府、外務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び観光庁

・「輸出戦略」に沿ったオールジャパンでの取組を推進するため、輸出戦略実行委員会を設置し、議論

（2）輸出力強化戦略の実行に向けた輸出促進体制の強化

1, 104（1, 134）百万円

品目別輸出団体が中心となって実行するジャパン・ブランドを掲げた輸出促進の取組、産地間連携の促進、輸出環境整備と併せた地域の取組等を支援します。また、諸外国の輸入規制等の輸出環境課題を解決するため、政府間交渉に必要なデータの収集・分析や、国内の既存添加物を輸出先国でも使用可能とするための民間団体等の取組等を支援します。

（委託費、補助率：定額、2／3、1／2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 輸出総合サポートプロジェクト

1, 601（1, 481）百万円

オールジャパンの輸出サポート・プロモーション・ブランディング機関を創設し、輸出相談窓口のワンストップ対応、専門家による支援、ハラル等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援、海外での商談支援、見本市の出展支援、マーケティング拠点での販売促進支援など、輸出に取り組む事業者を継続的かつ一貫して支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：JETRO等

<各省との連携>

- 外務省及び経済産業省

・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携してテストマーケティングを実施。JETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なサポート体制を強化

3. 国際農産物等市場構想推進事業 220(200)百万円
国際空港及び国際港湾近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

4. 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化 665(800)百万円
国産農林水産物・食品の輸出を促進するため、トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

＜各省との連携＞

- 内閣府、内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
・日本食文化普及・継承のための官民合同協議会を通じて連携

5. 地理的表示保護制度活用総合推進事業 174(174)百万円
地理的表示(GI)保護制度の活用による地域産品のブランド化を進めるため、GIの登録申請やGI保護制度の普及啓発・活用等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

6. 植物品種等海外流出防止総合対策事業 83(―)百万円
海外への我が国種苗の流出・無断増殖を防止するため、海外における品種登録(育成者権取得)を支援するとともに、出願マニュアル作成、東アジア植物品種保護フォーラム開催等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

7. 海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化 145(90)百万円
国際規格との連動を見据え、日本産品の強みをアピールできるJAS規格の制定に向けた調査を実施するとともに、国際的な取引に通用する日本の食文化に適用しやすい日本発の食品安全管理規格・認証スキームを支援、モデル認証事業などにより普及に向けた取組も実施します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

＜各省との連携＞

- 厚生労働省
・日本発の規格・認証スキーム等の策定に当たって国内規制との整合性の観点から連携し、国内の食品安全の向上を推進

8. 輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 533(421)百万円
国産農林水産物の輸出を促進するため、産地に対する輸出先国の検疫条件や残留農薬基準に合った技術的サポート体制の整備、輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積、病害虫発生状況の全国調査、家畜疾病対策等を実施します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等、植物防疫所、動物検疫所〕

[平成29年度予算の概要]

(関連対策)

1. 海外農業・貿易投資環境調査分析事業 354 (一) 百万円
農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会や二
国間政策対話等に加え、諸外国の制度・投資環境等の調査・分析や、民間企業等の
新たな事業展開に係る支援を実施します。

(委託費)
委託先：民間団体等

2. 食品産業グローバル展開推進事業 188 (104) 百万円
現地の食品規格基準等の調査、海外で食品ビジネスを実行する人材の育成、現地
進出企業の課題解決、国内外の連携先の開拓等、食品産業の海外展開のための取組
を支援します。

(委託費、補助率：定額)
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 経済産業省
・クール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

3. 水産物の施設整備等の支援 22, 230 (21, 993) 百万円
(1) 水産物輸出倍増環境整備対策事業 205 (244) 百万円

HACCP認定を促進するため、研修会の開催や専門家による現地指導への支
援、海域等モニタリングへの支援や水産庁による対EU・HACCP認定体制の
充実等を図ります。

(委託費、補助率：定額、1/2以内)
委託先、事業実施主体：民間団体等

(2) 流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理対策の推進<公共>

22, 025 (21, 749) 百万円

国産水産物の消費・輸出拡大を図るため、水揚げから荷さばき、出荷の過程で
一貫した衛生管理対策に必要な荷さばき所や岸壁等の整備を推進します。

(国費率：10/10 (うち漁港管理者1/3等)、1/2等)
事業実施主体：国、地方公共団体等

お問い合わせ先：

- 1、2及び関連対策2の事業 食料産業局輸出促進課 (03-3502-3408)
3の事業 食料産業局食品流通課 (03-3502-8237)
4の事業 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-0481)
5、6の事業 食料産業局知的財産課 (03-6738-6169)
7の事業 食料産業局食品製造課 (03-6744-7180)
8の事業のうち植物防疫関係 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976)
動物衛生関係 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
関連対策1の事業 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
関連対策2の事業 食料産業局輸出促進課 (03-3502-3408)
関連対策3 (1)の事業 水産庁加工流通課 (03-3591-5613)
3 (2)の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)

農林水産業の輸出力強化【平成29年度予算概算決定額:47(45)億円】

- 「農林水産業の輸出力強化戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会を司令塔とし、オールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進

オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- ・ 輸出関連事業者等を広く招集した輸出戦略実行委員会において、実行状況の検証等を議論
- ・ 官民一体となって、統一的・戦略的にプロモーションの企画・実行を推進

【輸出戦略実行事業 1(2)億円】

PDCAサイクルにより、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実行状況の検証を行う

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく主な取組

市場を知る、市場を耕す

- ・ トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援 等

【食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化 7(8)億円】 等

生産物を海外に運ぶ、海外で売る

- ・ 青果物・花き等について、品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援 等

【国際農産物等市場構想推進事業 2(2)億円】 等

品目別の輸出力強化に向けた対応方向に基づく取組

「輸出戦略」に沿って、コメ・コメ加工品、青果物、花き、茶、畜産物、加工食品(菓子)、林産物(木材)及び水産物について品目別輸出団体が実行する、ジャパン・ブランドを掲げた輸出促進の取組等を支援

【輸出に取り組む事業者向け対策事業 8(8)億円】

農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ

- ・ オールジャパンの輸出サポート・プロモーション・ブランディング機関を創設し、輸出相談窓口のワンストップ対応、専門家による支援、ハラル等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援、海外での商談支援、見本市の出展支援、マーケティング拠点での販売促進支援 等

【輸出総合サポートプロジェクト 16(15)億円】 等

輸出の手間を省く、障壁を下げる

- ・ 産地に対する輸出先国の検疫条件や残留農薬基準に合った生産を技術的にサポートする体制の整備、輸出検疫協議の迅速化のための検疫技術に関するデータの蓄積及び全国的な病害虫発生状況の調査 等

【輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 5(4)億円】 等

「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づく主な取組

平成28年度補正予算(輸出拠点の整備等 270億円)で実行している輸出インフラ整備について、引き続きハード・ソフト両面の整備を推進する。

(関連予算)

【水産物の施設整備等の支援 222(220)億円】 等

日本産農林水産物・食品の輸出力目標平成31年1兆円の達成を目指す

41 国際農産物等市場構想推進事業

【220（200）百万円】

対策のポイント

国際空港及び国際港湾近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と輸出拠点化構想の策定を支援します。

<背景／課題>

- ・国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待されています。
- ・また、卸売市場からの輸出を促進するための環境整備として、輸出にも対応可能な鮮度保持、衛生管理のための品質管理高度化設備の導入促進を図ることも必要です。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))
- 平成32年度までに1中央卸売市場当たりの取扱金額を平成25年度比8%増
(585億円(平成25年度)→632億円(平成32年度))

<主な内容>

1. 国際農産物等市場推進計画策定支援

200（180）百万円

国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場から国産農林水産物を輸出する構想（国際農産物等市場構想）を実現し、輸出拠点化を推進するため、当該市場における海外バイヤーの買付け等の動向を踏まえた国産農林水産物の輸出に向けた調査及び推進計画の策定を支援します。また、輸出促進の取組をさらに推進するため、配送・在庫管理・トレーサビリティ等の物流管理システムの構築等の実証調査を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援

20（20）百万円

卸売業者又は仲卸業者等が、輸出にも対応可能な鮮度保持、衛生管理を行うため、HACCP対応等高度な品質管理機能を有する低温管理設備等を市場内外の倉庫等にリース方式により設置する取組を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食品流通課（03-3502-8237）]

国際農産物等市場構想推進事業

【平成29年度予算概算決定額:220(200)百万円】

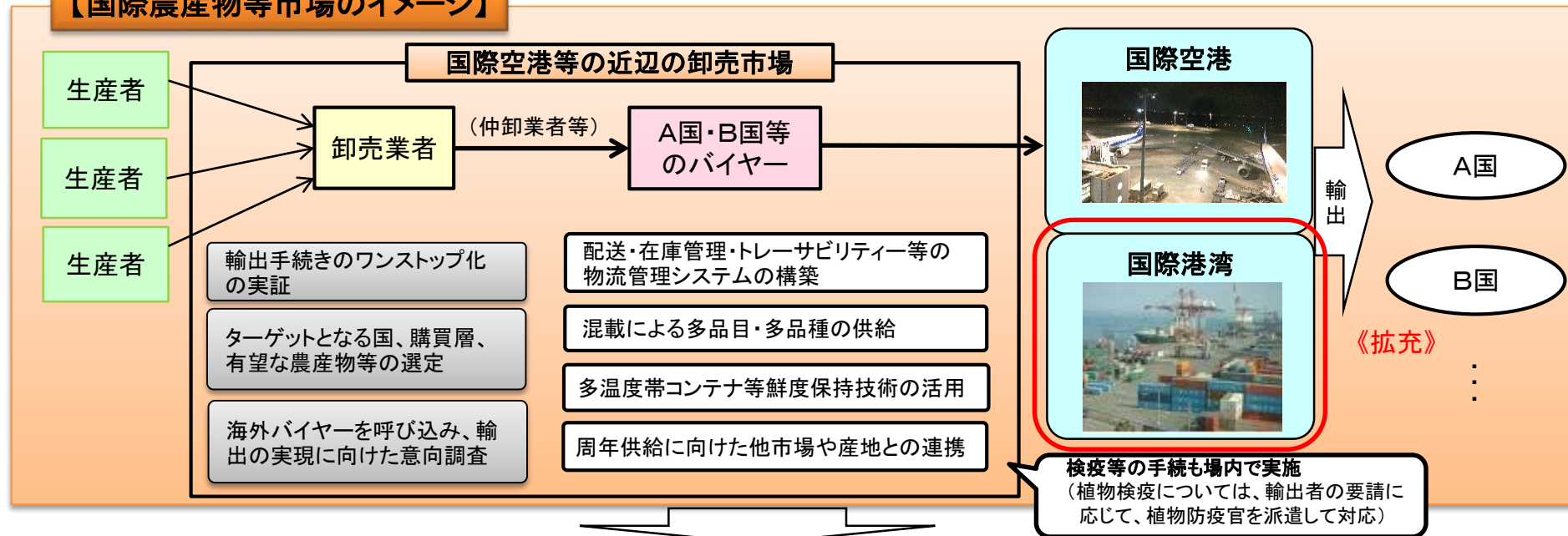
- 日本の農林水産物・食品の輸出額目標である平成31年の1兆円を達成するためには、多種多様な生鮮食料品が日々大量に集荷される卸売市場を活用することが効果的であり重要。
- 特に、国際空港及び国際港湾近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点（国際農産物等市場）となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待される。

支援対象となる事業内容

国際空港等の近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するためのフィージビリティ調査等を支援

卸売業者又は仲卸業者等に対する、輸出にも対応可能な鮮度保持、衛生管理を行うためのHACCP対応等の低温管理設備等の設置支援(リース方式)

【国際農産物等市場のイメージ】



日本の農林水産物・食品の輸出額を拡大（平成31年1兆円達成を目指す）

42 地理的表示、植物品種保護など知的財産の保護・活用 【269（189）百万円】

対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の活用、植物新品種の保護等を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農産物の輸出促進を図るためには、輸出環境の整備として「本物を守る」ため、知的財産の保護・活用を図ることが必要です。
- ・「地理的表示（G I）保護制度」は、地域ならではの農林水産物・食品の名称を知的財産として保護する国際的な枠組みであり、産地が円滑に活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。
- ・また、我が国で開発された優良な植物新品種は、我が国農産物の強みの一つですが、無断で海外で栽培され、我が国からの輸出の障害とならないよう、海外における知的財産権（育成者権）の取得が重要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円（平成27年）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

<主な内容>

1. 地理的表示保護制度活用総合推進事業 174（174）百万円

(1) 地理的表示保護制度活用促進事業

地理的表示保護制度への登録申請に対する相談・支援体制を整備するとともに、G I 登録に必要となる調査等に対する支援を行います。また、G I 保護制度やG I 産品の普及啓発・活用促進により地域ブランド化等を推進します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

(2) 海外知的財産保護・監視委託事業

日本のG I 産品保護のため、海外における不正使用等に係る監視、G I 名称の商標登録等の状況を調査します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(3) 地理的表示産品情報発信委託事業

日本のG I 産品の海外での販路拡大のため、日本の登録G I 産品の情報を、英語等多言語で海外の流通業者や消費者等にわかりやすく発信します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業 83（－）百万円

海外への我が国種苗の流出・無断増殖を防止するため、マニュアルの整備や相談窓口を設置するとともに、海外への品種登録（育成者権取得）に対して支援します。

また、検査手法・DNA品種識別法の開発など、品種保護に必要となる技術的課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実に促進するための協力活動等を推進します。

〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

3. 農業ICT標準化推進事業 13（15）百万円

ICT化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野のICT規格の国際標準化を推進します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 （03-6738-6169）]

地理的表示・植物品種保護など知的財産の保護・活用

○ 我が国の農林水産物の輸出拡大が一層期待されているなか、

① 地理的表示(GI)保護制度の活用による、国内及び海外市場でのブランド価値を確立・保護する

② 我が国で開発された優良な植物新品種を海外でも品種登録し、海外における無断増殖を防止する 等
農林水産分野で知的財産制度を活用することにより、「本物を守る」ことが重要となっている。

地理的表示保護制度活用総合推進事業 【174 (174) 百万円】

GI登録の推進

- ・GI登録の推進・制度活用に向けた相談体制を整備
- ・GI登録に必要な調査等に対する支援

GIの活用促進

- ・GIを活用した高品質な地域ブランドの生産拡大等を進めるための展示会、シンポジウム等の開催

海外への情報発信・保護監視

- ・海外に向けた日本産GIの情報発信
- ・海外市場におけるGI不正使用の監視



GI登録により国内外で
ブランド価値を確立

植物品種等海外流出防止総合対策事業 【83 (-) 百万円】

海外への品種登録の促進

- ・海外における品種登録(育成者権取得)に要する経費を支援
- ・海外出願相談窓口の設置や、海外品種登録出願マニュアルの整備
- ・検査手法・DNA品種識別法の開発など、品種保護に必要な技術的課題を解決

ユポフ UPOV91年条約への加盟を促進

- ・海外における種苗保護制度の整備に向けた「東アジア植物品種保護フォーラム」の実施



農林水産分野の知的財産の保護・活用を通じ、「本物」を守り、我が国農林水産物の輸出を促進

43 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減 【932（924）百万円】

対策のポイント

第3次食育推進基本計画に基づき、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロス削減に向けた取組等を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減に向けた取組等を推進することが必要です。

政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成27年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進

(1) 食育活動の全国展開事業

60（60）百万円

食育推進全国大会や食育優良活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき国民のニーズや特性を調査・分析し、実践的な食育推進方策を提示します。

（委託費
委託先：民間団体等）

(2) 地域の魅力再発見食育推進事業

280（一）百万円

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等）

(3) 「和食」と地域食文化継承推進事業

60（212）百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して「和食」の魅力等を効果的に発信します。

（委託費
委託先：民間団体等）

[平成29年度予算の概要]

<各省との連携>

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省
 - ・第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進
- 文部科学省
 - ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進

2. 地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大

- (1) 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 277(374)百万円
生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。

(委託費)
(委託先：民間団体等)

- (2) 地域の食の絆強化推進運動事業 11(13)百万円
学校給食へ地場食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体等)

3. 外食・中食等における国産食材の活用促進 80(一)百万円
(6次産業化サポート事業のうち外食・中食等における国産食材活用促進事業)
外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進等に資する取組を支援します。

(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体等)

4. 健康な食生活を支える地域・産業づくりの推進 86(186)百万円
(機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業)
機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関(医学、栄養学等)及び消費者等で構成する地域協議会が行う「食による健康都市づくり」の取組を支援します。

(補助率：定額)
(事業実施主体：地方自治体・民間団体等で構成する地域協議会)

5. 食品ロスの削減(食品リサイクル促進等総合対策事業) 78(77)百万円
食品ロス削減のために、製造事業者・卸売業者・小売業者等による商慣習見直し等について更なる取組を推進するとともに、フードバンク活動を支援します。

(委託費、補助率：定額・1/2以内)
(委託先、事業実施主体：民間団体等)

- (お問い合わせ先：)
- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1 (1) の事業 消費・安全局消費者行政・食育課 | (03-6744-1971) |
| 1 (2)、(3)、2、3及び4の事業 | |
| 食料産業局食文化・市場開拓課 | (03-6744-7185) |
| 5の事業 食料産業局バイオマス循環資源課 | (03-6744-2066) |

44 6次産業化の推進

【2, 287 (2, 402) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など農林漁業者等と異業種の事業者とのネットワーク形成等の取組を支援する必要があります。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用(財投資金)

出融資枠267億円の内数

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者(支援事業者)への出資など、A-FIVEの直接出資も積極的に活用します。

(事業実施主体:(株)農林漁業成長産業化支援機構)

2. 6次産業化支援対策 2, 287 (2, 402) 百万円

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金 1, 909 (2, 033) 百万円

地域の創意工夫により、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

① 6次産業化等に関する戦略の策定

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定・更新する取組を支援します。

② 6次産業化プランナーの配置

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等による6次産業化の事業計画の作成等を支援する体制を整備します。

③ 6次産業化に取り組む人材育成研修の支援

都道府県又は市町村段階で、6次産業化に取り組む人材を育成するために行う、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修や6次産業化事業体等へのインターンシップ研修の取組を支援します。

④ 加工適性のある作物の導入支援

農林漁業者等が新商品開発に向けて行う、加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組を支援します。

⑤ 新商品開発・販路開拓、加工・販売施設整備等の支援

農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、六次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等を支援します。

⑥ 地域ぐるみの6次産業化の支援

市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って地域ぐるみで行う、新商品の開発（学校給食のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、新しい介護食品の開発等）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等）等の取組、加工機械等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県及び市町村へは定額
（事業実施主体へは定額、1／2以内、1／3以内、3／10以内）
（加工・販売施設整備等の支援のうち中山間地域（農業）については1／2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等）

（2）6次産業化サポート事業

379（369）百万円

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、主に以下の取組を実施します。

① 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援

広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。

② 商談会等開催支援

6次産業化事業者の販路拡大のための商談会等の開催を支援します。

③ 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進・情報提供支援

地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実践モデルの作成、情報誌の発行等を支援します。

④ 6次産業化・新産業の創出促進

農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。

⑤ スマイルケア食の普及推進

スマイルケア食（新しい介護食品）の商品開発・普及をより一層推進するため、スマイルケア食の利用に向けた研修会の開催等を支援します。

⑥ 外食・中食等における国産食材の活用促進

外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進に資する取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[平成29年度予算の概要]

お問い合わせ先：		
1、2（1）、（2）①～③の事業		
食料産業局産業連携課		(03-6738-6473)
2（2）④の事業		
食料産業局知的財産課		(03-6738-6442)
2（2）⑤の事業		
食料産業局食品製造課		(03-6744-2249)
2（2）⑥の事業		
食料産業局食文化・市場開拓課		(03-6744-7177)

6次産業化支援対策等の概要

【平成29年度予算概算決定額：2,287(2,402)百万円】

- 地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者等の皆様が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組めるよう、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備。

6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要。

商談会等開催支援 (※6次産業化サポート事業)

- 6次産業化事業者の販路拡大のための広域の商談会等の開催を支援。
〔補助率：定額〕

輸出・海外展開

広域・全国展開

地域内での展開

新商品開発

構想 → 調査 → 試作品 → 販路開拓 → 決定 → 流通チャネル → 取引価格決定

市場への提供

生産体制確立 → 販売開始 → 事業拡大

付加価値の高い農林水産物の生産

生産基盤の確立

6次産業化の準備・着手

事業展開

市町村・都道府県の6次産業化・地産地消推進協議会の開催及び6次産業化等に関する戦略の策定(更新)の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化・地産地消推進協議会において、農林水産物等の加工、学校給食等の地場食材利用拡大、農親連携による直売所を活用した多様な販売、医福食農連携による介護食品の導入等の6次産業化等に関する戦略の策定等を支援。〔交付率：定額〕

・都道府県又は市町村が、6次産業化に取り組む人材を育成するために、経営、マーケティング等の研修や6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を支援。
〔交付率：定額〕

人材育成研修の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

(※6次産業化ネットワーク活動交付金)

加工適性のある作物の導入支援

新商品開発の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

新商品開発の加工機械の整備支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

外食・中食等における国産食材の活用促進 (※6次産業化サポート事業)

- 外食・中食と農林漁業者等とのマッチング等を支援。〔補助率：定額〕

- 農林漁業者等や地域ぐるみの新商品の開発に必要な経費について支援。(地域ぐるみの場合、学校給食等のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等を含む。)
〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

販路開拓の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

(※6次産業化ネットワーク活動交付金)

加工・販売施設等の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

(※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化・地産地消法の認定事業者を対象に、融資を活用した加工・販売施設等の整備を支援。〔交付率：3/10以内等、上限額1億円(中山間地域(農業)は1/2以内)〕

農林漁業成長産業化ファンドによる出融資・経営支援 〔出融資枠267億円の内数〕

- 6次産業化・地産地消法の認定事業者を対象に、農林漁業者等の6次産業化の取組に対する出資等を実施。

6次産業化・新産業の創出促進 (※6次産業化サポート事業)

- 農林漁業者等と異業種の事業者が連携して、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスの創出に関する事業化可能性調査を支援。
〔補助率：定額〕

- 市町村の6次産業化戦略の下、地域ぐるみで行う新商品開発に必要な加工機械の整備を支援。
〔交付率：1/2以内、上限30百万円〕

- 農林漁業者等や地域ぐるみの販路開拓に必要な経費について支援。(地域ぐるみの場合、学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等の取組を含む。)
〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

<6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス>

都道府県で取り組む事業者向けの支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

(※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを実施。

広域で取り組む事業者向けの支援 (※6次産業化サポート事業)

(※6次産業化サポート事業)

<全国的な普及推進活動>

6次産業化ネットワーク活動の全国推進 (※6次産業化サポート事業)

(※6次産業化サポート事業)

- 6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーの開催を支援。

6次産業化情報提供支援 (※6次産業化サポート事業)

(※6次産業化サポート事業)

- 各地の6次産業化の取組を紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援。

45 消費・安全対策交付金

【1, 910（1, 810）百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、国産農畜水産物の安全性の向上、家畜の伝染性疾病や病虫害の発生予防・まん延防止等を支援します。

<背景／課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的にリスク管理措置等の適切な取組を実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病虫害の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進

<主な内容>

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病やジャガイモシロシストセンチュウ、ウメ輪紋ウイルス等の病虫害の発生予防・まん延防止
- (3) 食品トレーサビリティの普及促進

〔 交付率：10／10、9／10以内、1／2以内、1／3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

[お問い合わせ先：消費・安全局総務課 (03-3591-4830)]

消費・安全対策交付金

- 近隣諸国において鳥インフルエンザ、口蹄疫等が発生。鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病への適切な対応（危機管理体制の整備、農場バイオセキュリティの強化、消毒の徹底等）を支援
- ジャガイモシロシストセンチュウ等の根絶又はまん延防止を支援
- 科学的知見に基づく農畜水産物の適切なリスク管理の取組による農畜水産物の安全性向上等を推進

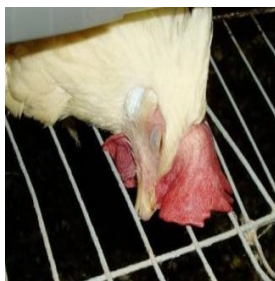
I 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止

1. 鳥インフルエンザ等家畜の伝染性疾病への対応

- ①鳥インフルエンザ等発生時を想定した防疫演習の実施による危機管理体制の整備
- ②防鳥ネットの導入等による農場バイオセキュリティの向上、地域における車両消毒施設の整備（ハード）
- ③家畜保健衛生所における遺伝子検査用機器の整備、病性鑑定施設の整備（ハード）等



口蹄疫や鳥インフルエンザの症状



車両消毒施設

2. ジャガイモシロシストセンチュウ等病虫害の根絶・まん延防止

(1) 重要病虫害の特別防除

- ①ジャガイモシロシストセンチュウ等の病虫害の根絶又はまん延防止を図るための取組
- ②ウメ輪紋ウイルスの根絶を目指した取組
- ③ミカンコミバエ等の侵入警戒調査 等

ジャガイモシロシストセンチュウの被害状況



健全なほ場



被害ほ場

(2) 輸出検疫条件の確立

輸出解禁協議等に必要な病虫害発生状況調査・防除等

II 農畜水産物の安全性の向上

- ・有害化学物質及び有害微生物等のリスク管理措置の地域実態に即した有効性検証、農薬の適正使用等の総合的な推進、畜水産物の安全の確保のための調査分析・機器整備・体制整備等

46 家畜衛生等総合対策

【5,488（5,546）百万円】

対策のポイント

畜産振興、畜産物の安定供給さらに畜産物の輸出促進を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の地域偏在の解消

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,848（4,873）百万円

- (1) 家畜疾病発生時においても、相互に貿易が継続できる仕組みの構築を進めるなど、畜産物の輸出促進に資するよう、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢・粘膜病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視等を行います。

また、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤の需要量急増に備えた保管等を行います。

- (2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。

（委託費、補助率：10/10、1/2等）
（委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等）

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 424（457）百万円

人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者への質問や携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭するなど、水際での防疫措置の徹底を図ります。

（事業実施主体：動物検疫所）

3. 産業動物獣医師の育成・確保 154（154）百万円

産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。

（補助率：1/2以内等）
（事業実施主体：民間団体等）

4. 水産防疫体制の充実・強化 63（63）百万円

疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発、魚病診断機関の検査精度向上のための体制構築等を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：
1、2の事業 消費・安全局動物衛生課 （03-3502-5994）
3、4の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 （03-6744-2103）

47 畜産・水産分野における薬剤耐性対策

【2, 259 (2, 118) 百万円の内数】

対策のポイント

薬剤耐性対策アクションプランに沿った取組を推進するため、畜産・水産分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修等を実施するとともに、ワクチンや代替薬の開発等を支援します。

<背景／課題>

- ・抗菌剤が効かない薬剤耐性菌が原因の感染症による死亡者が、このままでは2050年には世界で約1,000万人に及ぶとの推計があるなど、薬剤耐性が国際的な問題となっています。
- ・抗菌剤はヒトだけでなく、家畜等にも使用されますが、その使用には薬剤耐性菌の発現リスクもあり、畜産物等を介してヒトに影響することも懸念されています。
- ・このような中、本年4月に関係閣僚会議において、我が国の「薬剤耐性対策アクションプラン」が決定され、畜産・水産分野においても、同プランに沿って薬剤耐性対策を推進することとなりました。

政策目標

我が国の薬剤耐性対策アクションプランに沿った取組を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑え、国産畜水産物に対する消費者の信頼確保に貢献します。

<主な内容>

1. 監視・動向調査の強化、抗菌剤の慎重な使用に関する研修等の実施

279 (249) 百万円の内数

- (1) 薬剤耐性菌の発現の動向を的確に把握し、監視するため、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物における動向調査を強化します。

また、そのために必要な高度分析機器を、動物医薬品検査所に導入します。

- (2) 畜産の生産現場における抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するため、抗菌剤の使用実態を調査するとともに、獣医師、生産者等に対する研修等を実施します。

委託費
委託先：民間団体等
事業実施主体：動物医薬品検査所

2. ワクチンや代替薬等の開発・実用化の促進

69 (58) 百万円

抗菌剤の使用機会を減少させるため、感染症を予防するワクチンや、抗菌剤の代替となる薬剤及び飼料添加物の開発・実用化を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 養殖水産分野における指導体制の構築

(消費・安全対策交付金で実施)

1, 910 (1, 810) 百万円の内数

養殖水産分野において抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を実施します。

交付率：1/2以内
事業実施主体：都道府県

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)]

48 産地偽装取締強化等対策

【264（249）百万円】

対策のポイント

悪質な産地偽装等が後を絶たない中、効果的・効率的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の結果を活用した取締りを強化します。また、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、優良事例を調査し、取り組みやすいマニュアルの作成等を行います。

<背景／課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装等の取締りを強化していくことが必要です。
- ・そのためには、民間の分析機関での原産地判別に係る分析や、販売されている牛肉に牛の個体識別情報が適切に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが大切です。
- ・また、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、取り組みやすいマニュアルの作成等を行う必要があります。

政策目標

- 食品表示の遵守状況の確実な改善
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保
- 加工食品の原料原産地表示についての適切な表示の推進

<主な内容>

1. 産地表示適正化対策事業 13（15）百万円
不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りの一環として、原産地判別のための科学的分析を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業 230（234）百万円
国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費）
委託先：民間団体等

3. 食品表示・トレーサビリティ推進事業 21（―）百万円
加工食品の原料原産地の表示方法、原料・製品等の管理方法、記録の作成方法等の優良事例を調査し、特に中小規模の食品製造業者等が取り組みやすいマニュアルを作成します。また、マニュアルを活用したセミナーを開催します。

（委託費）
委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：消費・安全局消費者行政・食育課 （03-3502-5724））

49 食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

【476（589）百万円】

対策のポイント

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査、②生産資材の調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるためには、生産から消費まで、科学的根拠に基づきリスク管理を行っていくことが重要です。
- ・このため、有害化学物質・微生物の汚染実態を踏まえた安全性向上対策の策定、生産資材（農薬や肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の調査や試験等に基づく使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行っていく必要があります。

政策目標

- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制
- 生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を実施

<主な内容>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 136（191）百万円

食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について汚染実態を調査し、必要に応じて安全性向上対策を検討します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 食品の生産資材安全確保総合対策事業 340（398）百万円

生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行うための調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

また、遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性を確認する試験等を行います。

（委託費、補助率：定額）
委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：消費・安全局

1の事業 食品安全政策課 (03-6744-2135)

2の事業のうち

農薬・肥料 農産安全管理課 (03-3591-6585)

飼料・動物用医薬品 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

50 中山間地農業ルネッサンス事業

(中山間地農業特別支援対策)

【40,000(一)百万円】

(優先枠等を設けて実施)

対策のポイント

傾斜地などの条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。

<背景／課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、平地に比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、女性や高齢者を含め経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が活躍できる多様な経営を育み、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした経営の展開を通じて、中山間地農業を元気にしていく必要があります。

政策目標

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承を図りつつ、地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進

<主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

200(一)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：都道府県等〕

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 21,300 (一) 百万円

中山間地における農地の集積や高収益作物の導入など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者を支援します。併せて、加工・販売等による就業機会の確保を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営力向上支援事業
- (4) 6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- (5) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策を除く)

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

※(1)、(2)、(4)については、制度の拡充等もしています。

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体等

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 18,500 (一) 百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 中山間地域等直接支払交付金

※(1)、(2)、(4)、(5)、(6)については、制度の拡充等もしています。

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：

- 1、2 (6)、3 (4)、(6) の事業

農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

- 2 (2)、(5) の事業

地域整備課 (03-3502-6098)

都市農村交流課 (03-3502-5946)

- 3 (3) の事業

農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

- 3 (1) の事業

農地資源課多面的機能支払推進室 (03-6744-2197)

- 2 (4) の事業

食料産業局産業連携課 (03-6738-6474)

- 2 (1) の事業

生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

- 3 (2) の事業

生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

- 3 (5) の事業

生産局飼料課 (03-3502-5993)

- 2 (3) の事業

経営局経営政策課 (03-6744-0576)

中山間地農業ルネッサンス事業 400億円（優先枠等を設けて実施）

－ 中山間地農業特別支援対策 －

傾斜地などの条件不利性とともに鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で地域別農業振興計画を作成。この計画に基づき、各種支援事業を計画的かつ総合的に実施。また、新たに創設する中山間地農業ルネッサンス推進事業（2億円）により、都道府県等の推進活動を支援。

「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

優先枠 2 1 3 億円、制度拡充等

地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化、地産地消の取組
- きめ細かな営農指導
- 最先端技術の導入

国の支援事業

- ・ 強い農業づくり交付金
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営力向上支援事業

※ 連携事業 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進
- 生活環境の改善

- ・ 6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- ・ 農山漁村振興交付金（山村活性化対策を除く）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 1 8 5 億円、制度拡充等

- 地域を牽引するリーダーの確保・育成
- 多面的機能発揮を図る地域の共同活動
- 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用
- 放牧の取組
- 耕作放棄地の解消
- 農業と林業との多様な連携 等

国の支援事業

- ・ 多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業（侵入防止柵、処理加工施設等）
- ・ 荒廃農地等利活用促進交付金
- ・ 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

※ 連携事業 中山間地域等直接支払交付金

※ 関連対策として「戦略的プロジェクト研究推進事業」においても、中山間地に関するテーマの公募・審査時にポイント加算。

中山間地農業ルネッサンス事業に係る新規事業の創設、制度拡充等について

新規事業

○中山間地農業ルネッサンス推進事業

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。

○荒廃農地等利活用促進交付金

荒廃農地の再生利用に加えて、荒廃農地の発生防止の取組を実施します。また、過疎地域等の条件不利地域で補助率を55%にします。

運用改善

○多面的機能支払交付金

資源向上支払（長寿命化）とそれ以外とで区分されている経理を1本化することができるようにし、事務負担の軽減を図ります。

○中山間地域等直接支払交付金【連携事業】

- ・超急傾斜加算を受けるための「販売促進活動」について、市町村等との役割分担を可能とすることで集落活動の負担を軽減します。
- ・個別協定に基づき、農業生産活動等を行う対象者に、認定新規就農者を追加します。

○環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除します。

制度拡充

○強い農業づくり交付金（*）

優先枠の予算の範囲内で、上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が中山間地での産地競争力の強化に必要と認める場合は、面積要件を撤廃可能とします。

○農業競争力強化基盤整備事業

条件の厳しい傾斜地を対象に農地整備事業（中山間傾斜農地型）を創設し、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件を変更（50%→30%）するとともに、高収益作物を導入する担い手を育成するための支援事業を追加します。

○農山漁村地域整備交付金

過疎地域等の条件不利地域で実施する農道の保全対策について、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとします。

○中山間地域等直接支払交付金【連携事業】

特に条件が厳しい超急傾斜地において、農業生産活動等を継続していれば（基礎単価）、超急傾斜加算を受けられるように要件を緩和します。

○国産粗飼料増産対策（地域づくり放牧推進）（*）

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を1/2に緩和（30a→15a）します。

補助率見直し

○6次産業化ネットワーク活動整備交付金（*）

中山間地での農業について、6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して補助率を3/10から1/2にします。

注：（*）の付いた事業の制度拡充及び補助率見直しは、地域別農業振興計画に基づく場合にのみ適用。

※上記の他、中山間地の就業人口や農業生産額等を分析し、対応策の検討を行う調査を新たに実施します。

51 日本型直接支払

【76,960(76,960)百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景／課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金

48,251(48,251)百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）〕

事業実施主体：農業者等の組織する団体

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等）〕

都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等

事業実施主体：農業者等の組織する団体

[平成29年度予算の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 26,300(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額(田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)：11,500円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,410(2,410)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額(カバークロップ：8,000円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

日本型直接支払の概要

【平成29年度予算概算決定額 76,960(76,960)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,251(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,300(26,300)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,410(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



カバークロップ

多面的機能支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 48,251(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金

46,751(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

〔平成29年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外で分けていた経理区分を一本化することも可能〕

【多面的機能支払推進交付金】 1,500(1,500)百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 26,300 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金

25,800 (26,000) 百万円

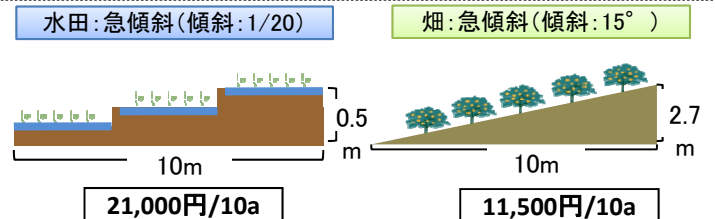
中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】 地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15度～)	11,500
	緩傾斜(8度～)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

※ 平成28年度より、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする等、運用を改善

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

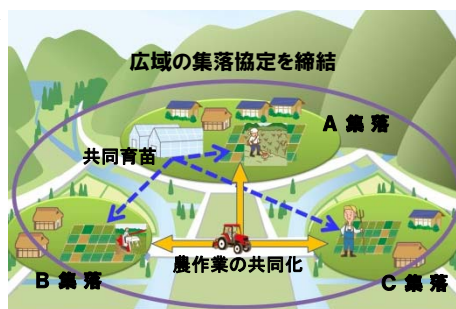
【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

【単価】

地目にかかわらず
3,000円/10a



【超急傾斜農地保管理加算】

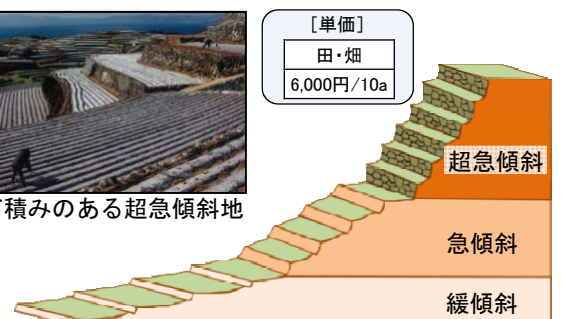
超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
※ 平成29年度より、【集落協定に基づく活動】の①及び②を①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



【単価】

田・畑
6,000円/10a

石積みのある超急傾斜地



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で農業生産活動を支援

【単価】

田 畑
4,500円/10a 1,800円/10a

【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】(新規) 200 () 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業(新規)」に係る活動の推進を支援

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 2, 4 1 0 (2, 4 1 0) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2, 3 1 0 (2, 3 1 0) 百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

カバークロップ



堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

◆地域特認取組

交付単価: 3,000～8,000円/10a

〔取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。〕

【地域特認取組の例】

- ・IPM(※1)を実践する取組
- ・冬期湛水管理(※2) 等

※1: 総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2: 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】都道府県、市町村等による事業の推進を支援 1 0 0 (1 0 0) 百万円

【関連対策】環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者の組織する団体等が行う、農産物・農産加工品の販売力強化やブランド化の取組を支援<H29新設メニュー>

・オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 9 9 (7 9) 百万円の内数

・新品種・新技術活用型産地育成支援事業(産地ブランド発掘事業)のうち環境保全型農業連動型

3 5 2 (3 1 5) 百万円の内数

52 「農泊」の推進

【5,000（－）百万円】

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景／課題>

- ・平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」※1の推進を図ることとされています。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールデンルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。
- ・このため、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組（農林漁業体験プログラム等の企画、古民家等を活用した滞在施設等の整備）、優良地域の国内外へのプロモーションに対する支援を行うため、農山漁村振興交付金に農泊推進対策を新設し、観光庁等とも連携しつつ「農泊」を推進していきます。

※1 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年度までに、農泊地域※2を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

※2 農泊地域とは、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持っている地域

<主な内容>

1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備、優良地域の国内外へのプロモーションなど、農泊地域を創出し、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援。

2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を行うために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援。

（ 交付率：定額、1／2
事業実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等 ）

（ お問い合わせ先：
1 の対策 農村振興局都市農村交流課 （03－3502－5946）
2 の対策 農村振興局地域整備課 （03－3501－0814） ）

53 農山漁村振興交付金

【10,060(8,000)百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、農山漁村の維持発展等に向けて、農業者等の地域住民の就業の場を確保するとともに、地域の創意工夫による取組を進め、所得の向上や雇用の増大に結びつけていくことが必要です。
- ・特に「農泊」の推進を通じて、増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得の向上を図ることが重要となっています。
- ・また、一億総活躍社会の実現に向け、農業と福祉が連携した農福連携への期待が全国的に高まっています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

<主要内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1,447(1,915)百万円
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。
また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。
2. 山村活性化対策 780(750)百万円
特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
3. 農泊推進対策 5,000(―)百万円
「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテナツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。
4. 農山漁村活性化整備対策 2,833(5,335)百万円
市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

交付率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流対策及び農泊推進対策に関すること	
農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
地域活性化対策に関すること	
農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
山村活性化対策に関すること	
農村振興局地域振興課	(03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること	
農村振興局地域整備課	(03-3501-0814)

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農泊推進対策（新規）

- 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2等

農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1／2等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画） 等
- 実施期間：都市農村共生・対流対策：上限2年
地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1／2



高齢者のいきがい農園の整備



活動計画づくり



障害者による玉ねぎ収穫

山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）



地域産品の加工・商品化

主な重点プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
- 農福連携プロジェクト
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト

54 食によるインバウンド対応推進事業

【70（70）百万円】

対策のポイント

日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンドにつなげ、更に日本産食材の評価を高めるといった好循環を構築するため、地域の食の魅力を一体的に海外に発信する取組を支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進します。

＜背景／課題＞

- ・政府は、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、平成32年までに訪日外国人旅行者を4,000万人とし、同旅行者による消費額を8兆円とする目標を掲げており、平成28年には訪日外国人旅行者は2,000万人を突破したところです。こうした動きにさらに弾みをつけ、目標を達成するためには、地域性豊かな食文化をはじめとした我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていく必要があります。
- ・こうした中、同ビジョンや「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）では、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を世界に向けて強力かつ一体的に発信することとされています。
- ・また、あわせて、地域を訪れた訪日外国人が地域の食・食文化を楽しめる環境整備を図り、インバウンド需要を農山漁村に取り込んでいく必要があります。

政策目標

インバウンド需要の増大と農林水産物・食品の輸出拡大の循環を実現
(訪日外国人旅行消費額8兆円(平成32年度)、農林水産物・食品輸出額1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)) 目標の達成への貢献)

＜主な内容＞

1. 地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業

52（52）百万円

地域の食・食文化の海外におけるブランド力を強化するため、農山漁村地域の農林水産物・食品や食文化、景観等の魅力を発掘し、地域特有のストーリーとともに分かりやすく伝えるための映像化等を通じて海外に発信する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業

18（18）百万円

訪日外国人の言語や食習慣の違いに対応した飲食店等を拡大していくため、ガイドブックの作成や研修の実施等により、飲食店等におけるインバウンド対応（多言語対応やムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応）に必要な情報提供を行い、地域のインバウンド対応をサポートする人材を育成するなど、訪日外国人が日本における食体験を通じた日本食や日本産食材への理解増進に資する環境づくりを推進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

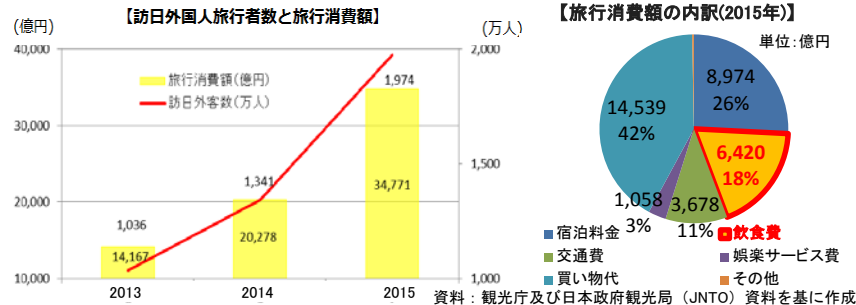
[お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（03－6744－2012）]

食によるインバウンド対応推進事業

【平成29年度予算概算決定額：70（70）百万円】

日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンド（外国人の訪日）需要の増大につなげ、日本での体験を通じて更に日本の食材の評価を高めるといった好循環を構築するため、①地域の食の魅力を発信する取組を支援するとともに、②訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進します。

現状



めざす姿

「明日の日本を支える観光ビジョン（農林水産省関連部分抜粋）」
（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

- 2020年における訪日外国人旅行者数を4000万人、旅行消費額を8兆円とする。
- 2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

①来ていただくための基盤づくり

地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業
(52百万円)

地域特有の食とそれを支える農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす地域の取組を支援。

発掘

- 地域の食・食文化等の中から世界に通用する魅力を再発見することを支援するために国内外の料理人や有識者等を地域へ派遣

記録

- 地域の食・食文化の魅力やそのストーリーを、国内外の旅行者や次世代へ共有するための映像製作を支援

発信

- 地域の魅力・ストーリーを記録した映像を集約化・ブランド化し、国内外へ発信するためのウェブサイト構築



②食べていただくための体制づくり

「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業
(18百万円)

飲食店等におけるインバウンド対応（多言語対応やムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人の多様な食文化への対応）を促進する取組を支援。

飲食店等の対応促進・サポート人材の育成

- 飲食店等におけるインバウンド対応に必要な情報等を提供するガイドブックを作成し、商工会等を通じて地域の関係者に広く配布するとともに、
- インバウンド対応に関する研修を実施することで、地域のインバウンド対応をサポートしていく人材育成などの取組を推進し、訪日外国人旅行者の受入体制の裾野を拡大。

55 おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業

【42（45）百万円】

対策のポイント

訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港等で円滑に受け取ることができるような体制を構築するとともに、このノウハウを広く普及し、我が国農畜産物のお土産としての持ち帰りを拡大します。

<背景／課題>

- ・訪日外国人旅行者数が増加する中、輸出促進や農山漁村の活性化等の観点から、旅行者が安心して地域の農畜産物を購入し、円滑に持ち帰ることができる環境・体制を整備することが重要です。
- ・これまで外国人旅行者が直売所などで購入した農畜産物を旅行中持ち歩かなくても動植物検疫を経て空港等で受け取れる検疫手続・体制（検疫手続円滑化モデル）を構築してきましたが、ここで得られたノウハウを生産者や事業者に広く普及することが重要です。
- ・また、ニーズはあるものの輸出検疫条件が複雑な農畜産物について、事業者が取り組みやすい検疫手続・体制の構築を図る必要があります。

政策目標

訪日外国人旅行者による国産農畜産物の持ち帰りを拡大していくため、生産者、事業者等が取り組みやすい検疫手続・体制を構築します。

<内容>

1. 検疫手続円滑化の仕組みの構築

訪日外国人旅行者を対象としたお土産用農畜産物のモデル販売を通じて、事業者が取り組みやすい動植物検疫手続（検疫の受検方法等）や体制を構築します。

例）EU向けカンキツ類：指定された園地での栽培検査が必要

EU向け盆栽：網室での栽培管理が必要

米国向け牛肉：指定された施設での処理や証明書の発行が必要 など

2. 検疫手続円滑化モデルの普及のための説明会開催

検疫手続円滑化モデルを普及させるため、生産者と、販売・物流・観光といった関連事業者を対象とした説明会を全国で開催します。また、説明会の場を活用して、生産者と関連事業者とのビジネスマッチングを図ります。

（補助率：定額（ただし1のうち簡易な設備等の整備については1／2以内）

事業実施主体：民間団体等）

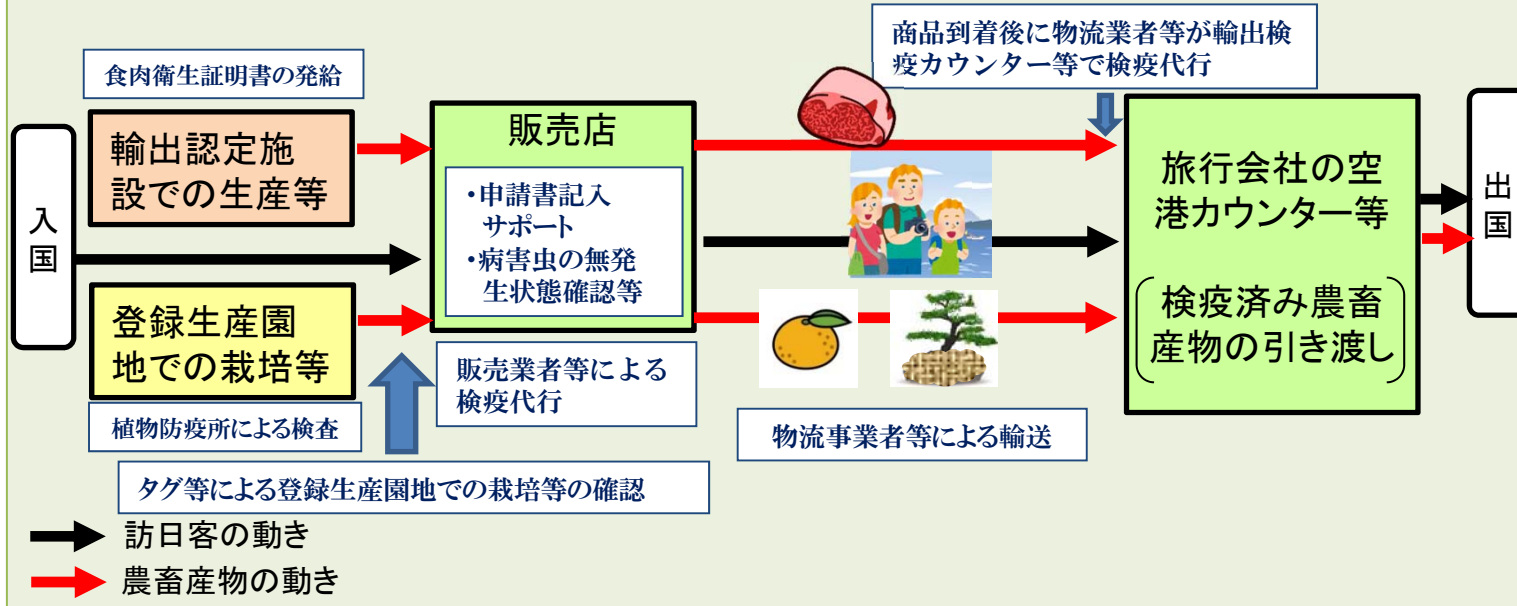
（お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課
動物衛生課

（03－6744－7168）
（03－3502－5994）

おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業

I. モデル販売を通じた取り組みやすい検疫手続や体制の確立(継続)

例) EU向けカンキツ類及び盆栽や、米国向け牛肉等の検疫手続円滑化のイメージ



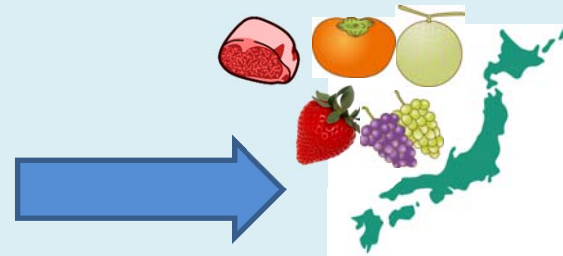
訪日旅行者による国産農畜産物のお土産としての持ち帰りが拡大

国産農畜産物の魅力が広く海外に発信され、これを通じた輸出の促進
訪日旅行者向けの農畜産物販売が促進され、農山漁村が活性化

II. 構築した検疫手続円滑化モデルの全国的な普及(新規)

【取組内容】

- 店頭での輸出植物検疫条件表の掲示や検査申請書の記載サポート
- 検疫済み農畜産物を国際宅配便で輸送
- 観光農園等で購入した農畜産物について検疫代行の上、空港で検疫済み農畜産物を引き渡す仕組みの構築
- クルーズ船を利用する海外旅行客を対象とする検疫手続円滑化の仕組みの構築 等



事業を通じて構築した検疫手続円滑化の仕組みの普及等を図るため、生産者と関連事業者を対象として全国で説明会を開催

56 荒廃農地等利活用促進交付金

【231（231）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者や農業者組織、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

○平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用活動への支援

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。

2. 荒廃農地の発生防止活動への支援

2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な低コスト整備の取組を支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地＜B分類＞がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

3. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

4. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

（補助率：定額（再生作業5万円／10a等）、1／2、55%等）
（事業実施主体：農業者、農業者が組織する団体、農業法人等）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2665）]

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額：231（231）百万円】

- 農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 「人・農地プラン」の中心経営体等に位置付けられた農業者、農業者等が組織する団体（任意組織、法人組織、参入企業等）のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。
※「中心経営体等」には、「今後、地域の中心経営体となることが見込まれる」として市町村が認めた者を含む。また、東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



土壌整備等の実施により再生利用が可能

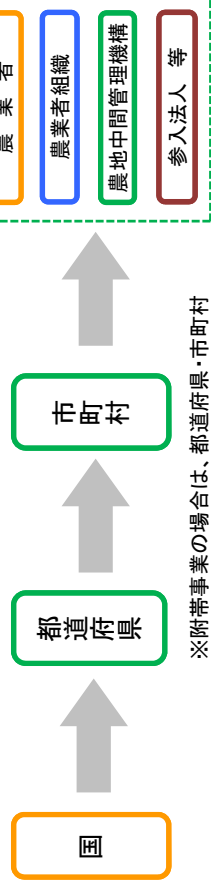
2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



低コスト整備により耕作再開が可能

【交付金の流れ】



※附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【主な支援内容】

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



再生作業後、作物を作付け

荒廃農地（再生前）

施設等の整備

- ・ 再生農地の暗きよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業機械・施設、農業体験施設の整備。



農業用機械

農業用ビニールハウス

2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。



整地を行っている農地

遊休農地

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。
- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。



荒廃農地を活用した放牧

果樹柵の整備

※1「地域づくり放牧事業」（生産局所管）
※2「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

- ・ 附帯事業への支援 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 補助率：定額（1／2相当（再生利用活動 5万円/10a、発生防止活動 2万円/10a等））
1／2、55%等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）

57 都市農業機能発揮対策事業

【160（191）百万円】

対策のポイント

都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出、実践的な機能の強化が求められる防災協力農地の先進事例の創出と横展開等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。
- ・こうした中、都市農業の振興に関し、平成27年4月に都市農業振興基本法が制定されるとともに、平成28年5月には、同法に基づき政府として都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。
- ・基本計画において示された新たな施策の方向性に沿って、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組を推進していく必要があります。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

<主な内容>

1. 都市農業についての課題把握

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

4. 都市住民と共生する農業経営の実現

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進します。また、現場から情報発信するための広報活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地域協議会、民間団体、NPO法人等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

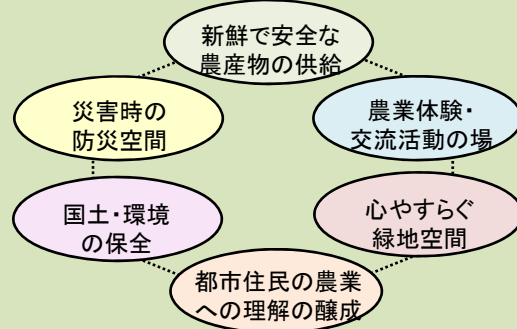
都市農業機能発揮対策事業

【平成29年度予算概算決定額 160（191）百万円】

都市農業振興基本法 (平成27年4月制定)

〈基本法の政策課題〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

都市農業振興に関する
新たな施策の方向性

都市農業振興基本計画 (平成28年5月閣議決定)

〈講ずべき施策〉

- ・農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ・防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ・的確な土地利用に関する計画の策定等
- ・税制上の措置
- ・農産物の地元での消費の促進
- ・農作業を体験することができる環境の整備等
- ・学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ・国民の理解と関心の増進

都市農業振興基本法及び都市農業振興基本計画に沿って施策を推進

都市農業についての課題把握

国土交通省と連携し、都市農業に関する課題について即地的、実証的に調査・検討を実施。

ICT技術の活用、
海外市場の開拓等

(委託費) (委託先: 地方公共団体等)



現地における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 民間団体等)



住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

(補助率: 定額) (事業実施主体: 市町村、J A、N P O法人等)



都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

都市住民と共生する農業経営の実現【拡充】

近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備を支援し、都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出等を推進。また、現場から情報発信するための広報活動を支援。

(補助率: 定額)
(事業実施主体: 地域協議会、民間団体、N P O法人等)



農業飛散防止施設（防薬ネット）

58 再生可能エネルギー導入等の推進

【888（163）百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組等を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入等を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の活性化に寄与することが期待されます。
- ・特に、農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化及び所得向上につなげていくことが重要です。
- ・一方で、再生可能エネルギーの取組については農山漁村特有の課題があることから、これらの課題解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への参画を進める必要があります。
- ・また、地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、バイオマス産業を軸としたまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を支援する必要があります。

政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）
- 「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合（目標値 約3割以上）」
- 農業集落排水施設における省エネルギー技術の確立
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大（平成37年）

<主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 96（103）百万円
(1) 事業化推進事業 48（71）百万円
発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等
- (2) 事業化サポート事業 48（31）百万円
再生可能エネルギーに取り組もうとする農林漁業者等をサポートするため、研修会の実施、専門家による指導・助言、再エネ事業者とのマッチング、セミナーの開催等を支援するとともに、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を推進します。
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等
2. 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 50（60）百万円
農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会

3. 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 262 (一) 百万円

(1) 小水力等発電施設の調査設計等への支援

小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

(2) 土地改良区等技術力向上支援

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(3) 農業集落排水施設の効率性向上のための支援

農業集落排水施設の省エネルギー化や污水处理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の実証の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

4. 地域バイオマス利活用推進事業 480 (一) 百万円

(1) 地域バイオマス利活用支援事業

① 全国段階の取組

7 (一) 百万円

バイオマス産業都市選定地域を構成員とした協議会の体制を整備し、バイオマス産業都市構想の実現に向けた情報発信・普及や指導・助言等を支援します。

② 地域段階の取組

35 (一) 百万円

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(2) 地域バイオマス利活用施設整備事業

439 (一) 百万円

バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な施設整備を支援します。

補助率：1/2、1/3以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1、2の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ

(03-6744-1508)

3の事業 農村振興局地域整備課

(03-6744-2209)

4の事業 食料産業局バイオマス循環資源課

(03-6738-6479)

59 鳥獣被害防止対策の推進

【9, 650（9, 659）百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加（平成32年度）
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲*（平成29年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
（約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成29年度の捕獲目標

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 500（9, 500）百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備

※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

- ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組

等へ支援するとともに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

〔交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地域協議会、民間団体等〕

2. シカによる森林被害緊急対策事業

150（159）百万円

市町村が設定する鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

〔補助率：定額
事業実施主体：国、都道府県等〕

<各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲及びその担い手育成等の取組を支援
- 内閣府 ・地方創生推進交付金により、地方公共団体による地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）〕

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度予算概算決定額: 9,500(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

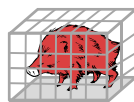
【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額: 150(159)百万円】

鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

(1) 緊急捕獲等の実践

【事業内容】

シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いなどによる捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。



囲いなどによる捕獲

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

(2) 監視強化のための行動把握

【事業内容】

シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。



GPS首輪を用いた行動追跡調査

60 次世代林業基盤づくり交付金

【7, 010 (6, 141) 百万円】

対策のポイント

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、C L T等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備などを総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業の持続的な発展と公益的機能の発揮を図ることが重要です。
- ・このため、地域の創意工夫を生かし、木材の安定供給を図るための条件整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制の整備など川上から川下までの総合的な取組を行い、林業の成長産業化を実現していくことが重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,400万 m^3 (平成26年度) → 4,000万 m^3 (平成37年度))

<主な内容>

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、C L T等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備などについて、林業の成長産業化の実現に向けて取り組む都道府県等に対して支援します。また、林業の成長産業化の実現に向けて取り組む先進的な地域を選定し、重点的に育成します。

1. 次世代木材生産・供給システム構築事業 1, 880 (2, 000) 百万円

用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築する構想に基づき、川上と川中の事業者が連携し、中間仕分け等の工夫を通じて行う安定供給の確保や間伐材の供給力の強化のため、路網整備、伐倒・搬出を推進します。

なお、構想を実現するため、事業者が森林・林業再生基盤づくり交付金において行う木材加工流通施設などの施設整備に関して、交付金配分の算定をする際に優遇します。

2. 森林・林業再生基盤づくり交付金 4, 121 (4, 141) 百万円

木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給、林業の持続的かつ健全な発展、森林の公益的機能の発揮等を図るために必要な機械施設の整備等について、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県等に対して一体的に支援します。

- ・ C L T等を活用した木造公共建築物やバイオマスの供給・利用を促進する施設の整備
- ・ 地域材を利用した木材加工流通施設の整備
- ・ 高性能林業機械の導入、特用林産物の生産基盤の整備
- ・ コンテナ苗の生産施設等の整備

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

1,009(一)百万円

地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す地域を「林業成長産業化地域」として指定し、**地域が提案する明確なビジョンの下でソフト面での対策を支援するとともに、木材加工流通施設などの施設整備を優先的に採択するなど、重点的な支援を行います。**

また、国有林においても民有林と連携した供給先確保等の取組と併せて、**ICTを活用した森林資源情報の整備技術の実証・普及**を行います。

〔 交付率：地方公共団体へは定額
（事業実施主体へは事業費の1／2、1／3以内等）
事業実施主体：国、地方公共団体、民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
1の事業
（事業構想に関すること） 林野庁計画課（03-6744-2300）
（路網整備等に関すること） 林野庁整備課（03-6744-2303）
2の事業 林野庁経営課（03-3502-8055）
3の事業 林野庁計画課（03-6744-2300） 〕

次世代林業基盤づくり交付金

【平成29年度概算決定額 7,010(6,141)百万円】

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、CLT等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備など地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援します。

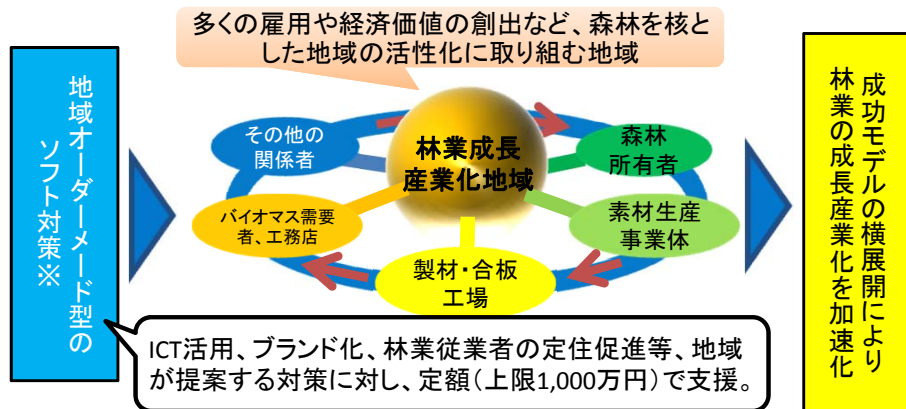
次世代木材生産・供給システム構築事業

◆ 用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築するため、間伐・路網整備を推進。



林業成長産業化地域創出モデル事業

◆ 地域の関係者が連携して「林業成長産業化」を実現するため、地域オーダーメイド型のソフト対策を支援。



※ソフト対策と一体的に行う施設整備を優先的に採択
※民有林の取組と連携して、国有林においても、ICTを活用した森林資源情報の整備技術を実証・普及

森林・林業再生基盤づくり交付金

◆ 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県に対して幅広い対策を支援。



○ 林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立

- 高性能林業機械等の導入
- 特用林産物の生産基盤の整備
- 林業担い手等の育成・確保、林業労働安全衛生の推進

○ 木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築

- 木材製品の安定供給構想等の実現に必要な木材加工流通施設の整備

○ 森林保全の推進等

- 森林病虫害や野生鳥獣による被害防止、森林資源の保護
- 山地災害に対する地域の防災体制の強化
- 森林環境教育、体験学習の場の整備
- コンテナ苗生産施設等の整備

○ 木材利用の拡大

- CLT等を活用した木造公共建築物等の整備
- 木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



●ハード事業、■ソフト事業 ※ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

61 施業集約化の加速化

【891（620）百万円】

対策のポイント

改正森林法を踏まえ、施業集約化に向けた森林所有者・境界の明確化と、森林情報の整備・提供を緊急に進めるとともに、ICTを活用して効率的に施業集約化を進めるための仕組みづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・国産材の安定供給体制を構築していくためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要ですが、森林所有者の多くが高齢化し、不在村化する場合や、在村者所有森林でも境界情報の確保が今後困難となる恐れもある中、施業集約化を図るためには、早急に森林所有者・境界の明確化を進めることが必要です。
- ・また、今般の森林法改正により、森林組合や林業事業体等の担い手が施業集約化を行いやすくするため、市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を作成する仕組みが創設されたところであり、その作成・公表が義務付けられる平成31年4月までに、市町村において確実に林地台帳が整備されるよう支援が必要です。
- ・さらに、施業の集約化を効率的に行うために、林地台帳の所有者情報と併せ、精度の高い森林資源情報の整備や、森林GIS、最新のICTの活用を促進することが必要です。

政策目標

- ①民有林において一体的なまとまりを持った森林を対象に作成される森林経営計画の作成率（28%（平成26年度）→60%（平成32年度））
- ②森林施業の集約化等に必要な森林所有者情報・地図情報を管理するシステムを全ての市町村において整備（平成30年度末）

<主な内容>

1. 森林整備地域活動支援交付金等

552（296）百万円

- ① 森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の改良に対して支援します。また、在村・不在村森林所有者の特定、森林境界の測量に対して支援します。
- ② 国有林において、隣接する民有林との境界明確化を図り、民有林の施業集約化を積極的に支援します。

①森林整備地域活動支援交付金	473（216）百万円
②民国連携境界明確化対策	79（80）百万円
補助率：定額（1／2相当）	
事業実施主体：国、民間団体等	

2. 森林計画推進事業

300（281）百万円

（1）市町村森林所有者情報活用推進事業

平成31年4月の林地台帳の全面施行に向け、市町村が林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備、都道府県が作成する森林簿と林地台帳の共有管理システムの導入等に対して支援します。

市町村森林所有者情報活用推進事業	153（－）百万円
補助率：1／2	
事業実施主体：都道府県、市町村	

(2) 地域森林計画編成事業

森林GISを活用した効率的かつ効果的な地域森林計画の編成や、施業集約化の担い手等に精度の高い森林資源情報の提供を行うため、都道府県が行う森林GISにおける空間情報（空中写真・衛星画像）の整備や、森林簿や森林計画図等の森林資源情報の精度向上の取組に対して支援します。

地域森林計画編成事業 145 (163) 百万円
補助率：1/2
事業実施主体：都道府県

(3) 森林経営計画認定委託事業

森林経営計画の農林水産大臣認定に当たっての審査に必要な現地調査について、地域の森林・林業を適確に把握している都道府県に委託して実施します。

森林経営計画認定事業委託費 1 (4) 百万円
委託費
委託先：都道府県

3. 森林情報高度利活用技術開発事業

39 (43) 百万円

施業集約化に向け、航空レーザで取得した森林資源情報等の大量の情報を効率的かつ安全に利活用するため、ICTによる情報共有の実証及びシステムの標準化を支援します。また、リモートセンシング技術を施業の集約化等に関する現地調査に効果的に活用するためのガイドラインを新たに作成します。

委託費、補助率：定額
事業実施主体：民間団体

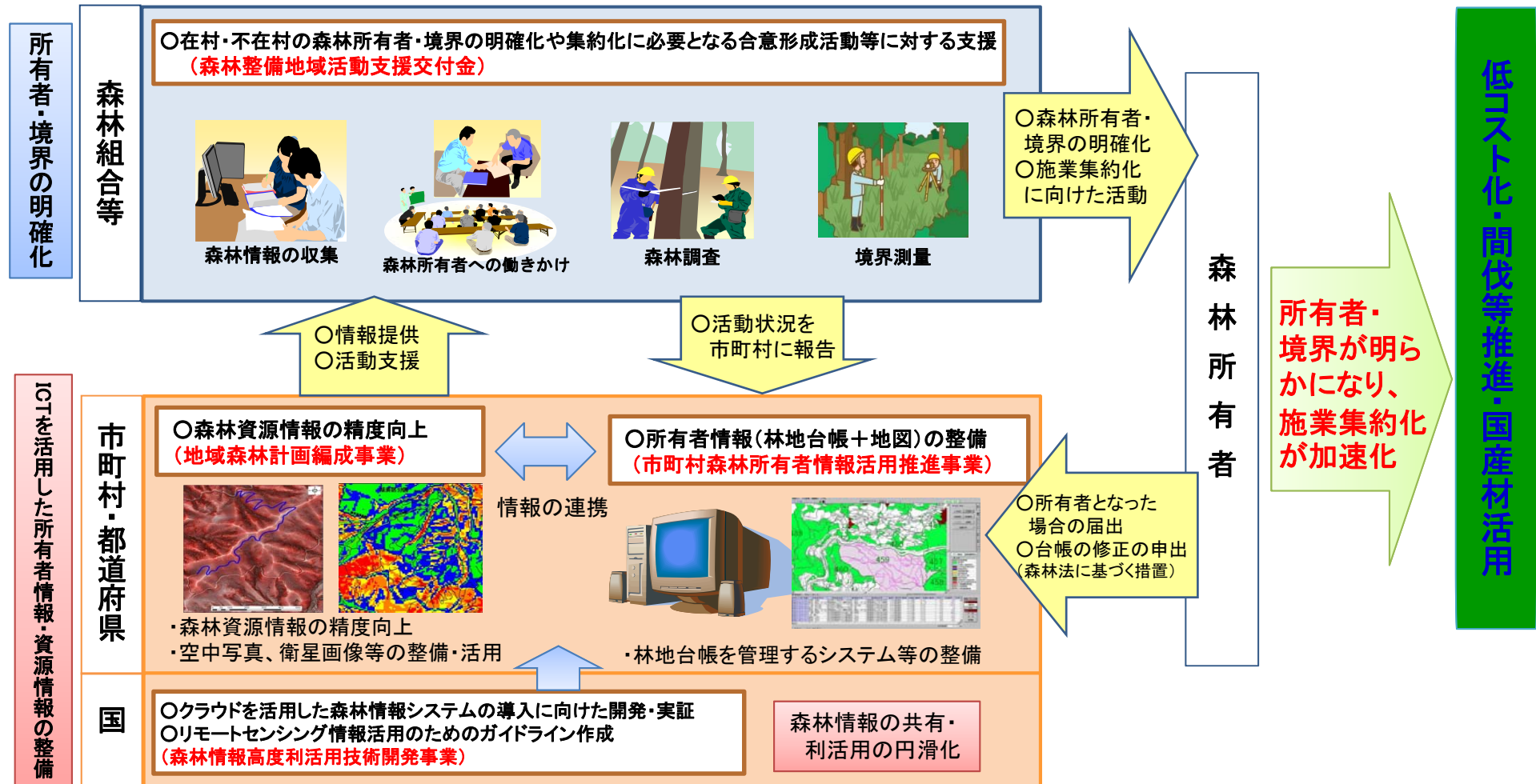
お問い合わせ先：

1 の①の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
1 の②の事業 林野庁業務課 (03-6744-2328)
2、3の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)

施業集約化の加速化

【平成29年度予算概算決定額 891(620)百万円】

- 国産材を安定的に供給するためには、早急に森林所有者・境界の明確化を進め、意欲ある担い手に施業を集約化して効率的に森林施業を進めることが必要。
- 今般の森林法改正により、施業集約化の促進に向けて、市町村が所有者情報等を一元的にとりまとめて担い手に提供する林地台帳制度が創設されたところ、平成31年4月までに全ての市町村において確実に林地台帳を整備する必要。
- このため、「ICTを活用した所有者情報・資源情報の整備」、「所有者・境界の明確化」を車の両輪として施業集約化を加速化する。



62 森林・林業人材育成対策

【5, 978（5, 850）百万円】

対策のポイント

「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を行うとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

<背景／課題>

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・したがって、新規就業者の確保に向けた取組や研修の効率的・効果的な実施、事業体の雇用環境の改善により、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランの作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。

政策目標

- 新規就業者を1,200人確保（平成29年度）
- 現場管理責任者等を累計5,000人育成（平成22～32年度）
- 森林総合監理士を2,000～3,000人育成（平成32年度）
- 森林施業プランナーを2,100人認定（平成32年度）
- 民有林における森林経営計画の作成率を60%に向上（平成32年度）
- 林業労働災害死傷者数を15%以上減少（平成31年度（対平成26年度比））

<主な内容>

1. 「緑の新規就業」総合支援対策 5, 907（5, 727）百万円
（1）「緑の雇用」現場技能者育成推進事業 5, 586（5, 404）百万円

① 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

（i）就業ガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、（ii）3年間のOJT等による新規就業者の育成、（iii）現場管理責任者等へのキャリアアップ、（iv）雇用環境の改善に必要な経費を、林業事業体単位で支援します。

※1 （i）のトライアル雇用は3ヶ月、（ii）のOJTは8ヶ月を上限として研修生1人当たり9万円／月等を助成

※2 より多くの研修生（従業員）が支援の対象となるよう、指導・業務管理への支援を効率化

② 林業労働安全推進対策

林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業体への指導等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

- （2）緑の青年就業準備給付金事業 280（280）百万円

林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

※就業希望者1人当たり最大150万円／年を最長2年間給付

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県等

(3) 多様な担い手育成事業

41(42) 百万円

林業後継者を育成・確保するため、高校生等に対する就業体験、女性林業従事者のネットワーク化、女性林業従事者の抱える問題の実態把握・解決、林業グループ活動支援等を実施します。

(委託費、補助率：定額)
(委託先、事業実施主体：民間団体)

2. 森林づくり主導人材育成対策

71(123) 百万円

(1) 森林総合監理士等技術者活動支援事業

21(一) 百万円

森林総合監理士等が行う森林法等の一部改正等を踏まえた先進的な地域活動を支援するとともに、その成果を見える化し、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施します。

(委託費)
(委託先：民間団体等)

(2) 森林施業プランナー育成対策事業

50(59) 百万円

地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等の実施や、全国的に一定の質を確保するための研修カリキュラム、認定基準の策定等の取組を支援します。

(補助率：定額、1/2)
(事業実施主体：民間団体)

(お問い合わせ先 :
1 (1)、(2)、2 (2) の事業
林野庁経営課 (03-3502-8048)
1 (3)、2 (1) の事業
林野庁研究指導課 (03-3502-5721))

森林・林業人材育成対策

【平成29年度予算概算決定額 5,978(5,850)百万円】

- 「緑の雇用」事業を推進し、新規就業者を確保するとともに、現場技能者として段階的・体系的に育成。
- また、施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」、地域全体の森林づくりや林業活性化の構想作成、合意形成及び構想実現を支援する「森林総合監理士(フォレスター)」等の技術的水準の維持・向上。

○「緑の雇用」事業による現場技能者の育成【5,907(5,727)百万円】

■ 現場技能者の育成（「緑の新規就業」総合支援対策）間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える人材を確保・育成

就業前の対策

高校生等の就業体験

林業大学校等で研修を行う青年への給付金の支給(最大150万円/年(最長2年間))

都市部での就業ガイダンスの開催

就業後の対策

求められる能力

初級

⇒ 能力レベル

⇒ 上級

現場の企画・営業

現場管理

現場技能



統括現場管理責任者
(フォレストマネージャー)

現場管理責任者
(フォレストリーダー)

キャリアアップ研修

トライアル雇用
[作業実態等の理解]

林業作業士
(フォレストワーカー)
[3年間の基本的研修]

(研修生1人当たり月額9万円等を林業事業体に支援)

○ 林業技術者の育成【71(123)百万円】

■ 森林施業プランナーの育成

(森林施業プランナー育成対策事業)

地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等の実施、全国的に一定の質を確保するための研修カリキュラム、認定基準の策定等を支援

＜森林施業プランナー＞

施業集約化に向けて森林所有者との合意形成を図り、森林経営計画を作成

森林所有者

森林所有者

森林所有者

森林所有者への施業提案・集約化施業の同意取得

森林施業プランナー

(森林組合等林業事業体の職員)

森林経営計画の作成



相談



指導
助言

■ 森林総合監理士等の技術的水準の維持・向上

森林総合監理士等による、森林法等の一部改正等を踏まえた先進的な地域活動の支援、その成果の見える化、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施



実践的な研修を実施



ICTを利用した囲い罠

効果的な鳥獣害対策技術、コンテナ苗の活用による低コスト化など地域の新たな課題に対応した研修の実施